

事務事業評価シートの読み方

平成25年度事務事業評価シート

取組みコード 61115

区分	補助金・交付金	担当課	行政推進課	作成日	平成25年5月22日
事業名	あいかわ町民活動応援事業補助金	開始年度	平成20年度	予算科目	2.1.9.3.3

この事業が属する総合計画の部、章、節、基本施策、取組みの基本方向の番号を順に組み合わせたコードです。

1. 事業の概要

総合計画での位置づけ			
部	第6部 確かな未来を拓く協働のまちづくり	章	第1章 住民と行政の協働の推進
節	第1節 住民参加と情報共有の推進	基本施策	1 住民参加の推進
取組みの基本方向	(5)町民活動応援事業等により、財政的な支援をはかります。		
根拠法令等	1.愛川町自治基本条例第26条第1項 2.愛川町町民公益活動に係る支援指針		
目的 (誰・何を対象に、何のために)	町内で主に活動し、かつ3人以上で構成される町民公益活動を行う団体が新たに実施する、主として町民等の利益に寄与する公益的な事業に対し、町が予算の範囲内において助成を行うことで、町民公益活動の活性化を図ることを目的に実施している。		
内容・方法 (何を行っているのか)	(1)スタート応援補助(団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業に対する補助) 【対象】設立後3年未満の団体 【補助金額】補助対象経費の総額以内とし、10万円を限度とする。1団体につき3回以内(同一事業に限る。)とする。 (2)ステップアップ応援補助(団体の活動を充実、発展させるための事業に対する補助) 【対象】設立後1年以上の団体 【補助金額】補助対象経費の10分の8以内とし、30万円を限度とする。1事業につき3回以内とする。 ※設立後3年未満の団体が初めて申し込む場合は、スタート応援補助とする。 ※補助対象経費は、事業を実施するために直接必要なものとし、団体事務所の賃借料などの団体の維持管理に要するものは、対象としない。		
	この事業		

この事業が属する総合計画の部、章、節、基本施策、取組みの基本方向です。この事業が何を目的としているかの基本的な方向となります。

この事業の目的です。この目的の推進や達成の状況を成果指標で測ることになるため、設定している成果指標が妥当なのか判断するための基準となります。

この事業の目的の推進や達成のために町が行う活動です。活動指標設定の基礎となります。

この事業が属する総合計画の節で設定している成果指標です。節に属する事業は、この指標の目標を達成するための手段となります。

2. 指標(事業の成果・活動内容等を数字で表します)

本事業が属する総合計画の節の成果指標		指標名	平成21年度	平成28年度			
		『住民参加と情報共有の推進』について「満足」と感じる住民の割合	29.3%	44.0%			
(A)総合計画の節の目標を達成するため本事業に求められる成果		あいかわ町民活動応援事業に申し込む団体が増加することにより、町民公益活動を行う団体の活性化が図られる。(住民参加の推進が図られる)					
(A)の成果をあげられているか測るための指標(成果指標)	増減	指標の説明	項目	基準年度(H22年度)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
あいかわ町民活動応援事業補助団体数	増	町民活動応援事業申込団体数の増減によって、町民公益活動の推進が図られているかの一つの指標となる	計画値		8.0	9.0	4.0
			実績値	7.0	8.0	5.0	6.0
			達成度※自動計算		100.0	55.6	150.0
(B)成果指標の目標を達成するため本事業において町が行う活動		広報誌への事業募集記事掲載					
(B)の活動状況を図るための指標(活動指標)	増減	指標の説明	項目		平成23年度	平成24年度	平成25年度
広報誌への事業募集記事掲載	増	広報誌等へ町民活動応援事業の事業募集を行うもの	計画値		2.0	2.0	2.0
			実績値		2.0	2.0	1.0
			達成度※自動計算		100.0	100.0	50.0

この事業の目的がどの程度達成されたか測るための定量的な指標です。ただし、基準年を設定し、増減どちらが望ましいか設定することで定性的な要素も持たせています。
基準年については、社会経済情勢が目まぐるしく変化する昨今の状況では、短期間での成果の向上が求められることから、原則として平成22年度としています。ただし平成22年度実績値が異常値である場合には前後の年度を設定することも可としています。
計画値については、事業所管課が適当と考える水準を設定しています。

成果指標の実績値を向上させるために必要な町としての活動の状況を定量的に示す指標です。なお、団体の運営費補助などの場合、団体の活動の状況と混同しがちですが、団体の活動は町が直接コントロールするものではないため、町の活動はごく限られたものとなります(予算の編成、執行程度)。

※ 増減欄は、指標の値について、増加が望ましい場合に「増」、減少が望ましい場合に「減」を記入する。

3. 事業費の推移と財源内訳

(E) 平均人件費(円/年) 8,300,000

年度	基準年度(決算)(H22年度)	平成23年度(決算)	平成24年度(決算見込)	平成25年度(予算)
(A)事業費(円)	919,688	1,198,000	1,256,000	1,300,000
(B)概算職員数(人)	0.100	0.100	0.100	0.100
(C)=(B)×(E) 人件費(円)※自動計算	830,000	830,000	830,000	830,000
(D)=(A)+(C) 総事業費(円)※自動計算	1,749,688	2,028,000	2,086,000	2,130,000
単位当たりコスト※自動計算	249,955.4	253,500.0	417,200.0	355,000.0
財源内訳(円)				
特定財源				
一般財源	919,688	2,028,000	2,086,000	2,130,000

人件費も含めた総事業費を成果指標の実績値で除することで、単位当たりのコストを算出しています。事業内容に対するコストが高いか安いかは個人の感覚によるところが大きく、客観的な判断基準を設定することが困難ですが、このシートをご覧になる方の参考にさせていただくために表示しています。

事業等の執行にあたってのコストには、予算上当該事業分として計上する事業費以外に、正規職員の人件費がかかっています。また、諸手当や管理職の給料など、本来間接経費として扱われ、表面に現れにくい費用についても認識する必要があることから、管理職も含めた一般職の職員の諸手当も含めた支給ベースの平均給与額を元に平均人件費を設定し、事業に要する人員数を乗じることで、直接人件費だけでなく、間接経費分についても事業のコストに配賦しています。
なお、平均人件費については、町が負担する人件費を費用として計上するため、民間会社で言うところの社会保険や厚生年金など、会社負担分を含めているため、職員の平均年収と比べ高額となっています。

22-44

左の数値は事業のNo.を意味し、右の数値は通しのページ番号を意味します。
この場合、 事業No.22
通しページ44頁 と読み取ってください。

4. 事業の項目別評価(分析)

項 目		判定基準	判定 ※一部自動判定	評価 ※自動判定
妥当性 (公費を投入して実施することが妥当な事業か)	公益性	事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である	○	B
		事業の実施による効果が特定の個人又は集団に限られる		
	必需性	町民の日常生活に必要不可欠な事業である		
		町民の日常生活に必要不可欠な事業ではない	○	
有効性 (基準年と比較して成果が上がっているか)	成果指標について平成24年度の目標を達成している		×	C
	基準年度と比較して成果が向上している		×	
効率性 (なるべく費用をかけずに成果を上げているか)	基準年度と比較して費用の縮減ができている (費用の縮減率が成果の向上率以上か)		費用増、成果ダウン	C
有用性 (施策の成果指標の目標達成に貢献しているか)	総合計画の節の目標達成のための本事業の効果		直接的	A
	総合計画の節内での本事業の優先順位		高い	
総合評価 ※自動判定			改善すべき点がある	
所管課が特に記載すべき事項がある場合				

5. 特記事項

所管課が特に記載すべき事項がある場合に使用する欄ですが、事業の項目別評価について、やむを得ない事情等がある場合にはここで表現します。

6. 自己評価(担当課)

評価結果	☐ 現状維持	☒ 改善して実施する	☐ 廃止
理由	住民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進(住民参加の推進)していくためには、町民公益活動を行う団体の活性化を図る必要があり、本事業の推進が必要であるため。		
今後の方向性	本事業の周知方法について検討し(チラシの作成)していく。		

総合評価を踏まえて所管課として評価する欄です。評価の理由及び具体的な今後の方向性についても記載しています。

7. 1次評価(庁内行政評価委員会)

評価結果	☐ 現状維持	☒ 改善して実施する	☐ 廃止
今後の方向性に係る意見等	平成24年度に開始した、まち美化アダプト制度及び住民提案型協働事業との整合性を図り、本制度の見直しを行い、補助金終了後の事業継続を推進すること。		

8. 2次評価(外部評価:行政改革推進委員会)

評価結果	☐ 現状維持	☐ 改善して実施する	☐ 廃止
今後の方向性に係る意見等			

9. 2次評価(実施のない場合は1次評価)

各事業所管課で実施した自己評価に対し、意見を付すなどしています。町内部での検討の経過を明らかにするため表示しているもので、これが町の最終的な評価となります。
なお、自動判定される評価がやむを得ない事情によるものであるかについても判断し、この欄に記載しています。

10. 町の最終方針(行政改革推進本部会議)

評価結果	☐ 現状維持	☐ 改善して実施する	☐ 廃止
理由・改善方針			

事業所管課の対応案を踏まえ、最終的な町としての方針を行政改革推進本部会議で決定し、その内容を記載する欄です。

最終的な評価結果を踏まえ、事業所管課としてどのような対応をとるか記載する欄です。基本的に評価のとりの対応としますが、やむを得ない場合には異なる対応案とすることもあります。

事業の内容を次の4つの視点で客観的に評価し、評価の組み合わせで総合評価します。

○妥当性

そもそも町が実施する必要があるか、事業の性質の公益性及び必需性の2つの項目が高いか低いかにより判断します。

○有効性

成果指標の実績の状況から、事業の効果について判断します。評価対象年度(平成24年度)の目標を達成しているか、基準年と比較して成果が向上しているかの2つの考え方の組み合わせで評価します。

○効率性

成果を上げるために効率的に費用を投入できているかにより効率性を判断します。基準年と比した成果の向上率(低下率)と費用の減少率(増加率)が高いか、低いかにより判断します。

○有用性

上位政策である総合計画の節の成果及び目標の達成に対して貢献している度合を、事業による効果が直接的か間接的か、また、他の事業に比べて優先順位(重要度)が高いか低いかにより判断します。

○総合評価

4つの視点の評価の組み合わせにより自動で判定します。「良好に実施できている」、「改善すべき点がある」、「改善の余地がある」、「廃止も含めた検討が必要」の4つの区分となります。

なお、4つの視点ごとの評価及び総合評価は、あくまで一般的な考え方を当てはめた時の評価ですので、やむを得ない状況があったり、指標の性質上この方法が適さない場合もあります。そうした状況を考慮した補正は1次評価において行いますので、ここでの評価はあくまで**事業にどのような課題があるか考えるためのきっかけ**となるものです。

今年度の事務事業評価及び特定分野評価対象事業の一部を外部評価の対象とすることから、対象事業について外部の視点で事業を評価した結果を記載する欄です。